

創る

年末特集

vol. 28
2008

- 特集「観光仙台・宮城と建築に思うこと」
- 建築士事務所全国キャンペーン
「みやぎ建築未来賞」
- 第33回全国大会「東京大会」
「新たな使命に向かって」～建築士事務所協会の法定化を契機として～



社団法人 宮城県建築士事務所協会



「観光仙台・宮城と建築に思う」

社団法人宮城県建築士事務所協会

会長 栗原憲昭

○会長プロフィール

- ・氏名 栗原憲昭(くりはらのりあき)
- ・生年月日 昭和22年9月10日
- ・出身地 宮城県
- ・略歴 80年遠藤盛建築設計事務所(現盛総合設計)社長に就任。98年本協会副会長、02年からは会長代行を勤め、06年に会長に就任。宮城県建築振興協会会長、宮城県建設工業紛争審査会委員、仙台地方裁判所及び仙台簡易裁判所民事調停委員・司法委員・専門委員、東北経済俱楽部マジック親交会会長。

定団体として位置づけられ、建築設計等に対する建築主からの苦情解決や建築士事務所の業務の適正化を図るための研修の義務化など、その使命は事務所協会と会員事務所にとって大きくなっています。

これら制度改正の定着に実勢を見ながら、会員建築士事務所にとって必要な施策をタイムリーに提供して行きたいと考えています。

それは改正法の遵守にのみエネルギーを奪われるのはなく、改正法の厳しさを乗り越え、観光資源としての建築と街づくりに貢献することが建築士事務所の使命と確信しているからです。

デステイネーションキャンペーンが、仙台の七夕、定禪寺ストリートジャズフェスティバル、青葉祭り、光のページェントなどに代表される催事と仙台を取り巻く石巻、白石、大崎、登米、気仙沼地域の食と自然と催事が鎖状効果となって盛況をみたことに非常に感激をしています。それぞれの地域に根ざす催事や食が土地の自然と融合して、その地域の文化となつて息づいていることを発見して感動することがあります。

まさしくその発見の感動を形にして、自治体と地元民間が協働で全国に発信した観光キャンペーンに成功のカギがあつたと感じています。

私は折にふれ国内外を問わず旅行をした際、旅行目的の外に観光ス

ポットへ足を運ぶことがあります。その多くは建築物の視察見学になりますが、それらの建築物は観光資源として専門的知識のない観光客にも大きなインパクトを与えています。

また歴史建築物、近代建築物、現代建築物とそれぞれ、その時代の法制度に少なからず影響受けていることがあります。

1. 建築士の資質・能力の向上として、管理建築士の要件強化と建築士事務所に所属する建築士の講習受講の義務化。
2. 高度な専門能力を有する構造1級建築士、設備1級建築士資格制度の新設。
3. 建築士事務所の業務の適正化として、工事監理業務の適正化、消費者への情報開示、さらに重要な項目の説明の義務化。
4. 近年の建築関係の法体系による業務量の増大から業務報酬基準等の見直し等々が図られることになりました。

昨年の6月に改正建築基準法が施行され、さらに本年11月28日「改正建築士法」が施行されたことは周知のことですが、改正建築士法の骨子は（社）宮城建築士事務所協会が法



皆様の信頼できるパートナーです。

宮城県建築士事務所協会2008キャンペーン

建築未来賞

市民と建築士事務所が共に描く建築と環境の未来
2008 みやざき
14th Forum

10/14(火)・15(水) : 14日/PM1:30~PM7:00
15日/AM9:00~PM6:00

せんだいメディアテーク1F
（宮城県仙台市青葉区）

入場
無料

主催：社団法人宮城県建築士事務所協会
お問い合わせ：980-0802 仙台市青葉区二日町6番6号 シャンボール青葉2階

TEL 022-223-7330 FAX 022-223-7319

共催：(社)日本建築士事務所協会連合会
(社)宮城県建築士事務所協会賛助会

後報：国土交通省東北地方整備局・宮城県・仙台市・

宮城県教育委員会・仙台市教育委員会・住宅金融支援機

(社)宮城県建設業協会・(社)宮城県建築士会
(社)日本建築商連合会・(社)中部商連合会

(社)日本建築家協会 東北支部 宮城地域会
宮城県公認建築士協会 宮城県公認建築士会

宮城県インテリア設計士協会・宮城インテリアコーディネーター俱
(社)インテリア産業協会東北支部・(財)仙台市市民文化事業

河北新報社・(株)霞陽新聞社・(株)日刊霞陽通信新

© 2023 仙台放送局・松島廣吉有難う

NHK仙台放送局・KAB日本放送
三重朝日放送 TBC東山放送 30秒映像

三井事務所・TBS 東北放送・茨城放送

STAN JOHNSON

建築の創造への魅力は限りなく、青少年から熟年に至るまで、大きな夢の一つとして、人生の目標にも近い思いにまで至らしめる。単に雨露をしのぐものから文化として確立するまでには、過去の為政者・宗教家・文人・茶人達が、それぞれの願いで、建築創造の極致への執念と努力は今日、我々の遺産として現代に誇らしく輝いている。

為、時として、本来、大白人間としての構え、であつて、科学技術過信の判断、が多発することが懸念され、建築文学者は商行為と誤認すること、が多発することが懸念され、建築文化として確立して来た先人への冒涜であり、沈滯の歴史の一页ともなりかねない。

自然の中の
業とする
ことで、過ち
れる。それ

力への誘導、過去の建築文化の理解と習熟、その上に立つて、現代の要求を包含、満足される技能と心の高揚により、未来に向けて発展的継承と、新しい文化の創設がなされるなど、吉田イサム（副会長）解、歓迎されることだろう。

既に13年前より、「卒展」という催事にて、県内建築関係工業高校、専門学校、高等専門学校等学生対象に行われて来たが、卒業をひかえた

市 民 に 理 目は大いに らば、公益 法人とし て、当協会 の社会的役

未来賞

吉田イサム

学生の作品に限定故、その成果は充分に認められつつも、前述の主旨を更に発展、普遍すべき時期が今であることを見識、本年より、従来、もう一つとしての催事、市民と共に建築を知る、月間の「キャンペーン」時期に併合させ、「顕彰範囲も拡大し、「みやぎ建築未来賞」として継続発展させるものである。これには官、学会、市民文化団体、同業友好団体のこれまでの多大のご協力の至緯あって、決断されるものであり、今後ともご支援賜ることを切に願つております。

全国大会

第33回 建築士事務所 全国大会

大会テーマ
新たに

建築士事務所協会の
法定化を契機として

(社)日本建築士事務所協会連合会
会長 三栖邦博

第33回建築士事務所全国大会開催にあたり一言ご挨拶を申し上げます。この大会は、改正建築士法により新たに法定団体となる建築士事務所協会の使命を全会員が再確認し、新たな地平に向かつて第一歩を踏み出す節目の大会と位置づけられます。

建物の設計・監理のよう国民の生命や財産に深く関わる専門業務を提供する職業においては高度な専門性に加え消費者との情報格差が大きいためから、資格者でなくてはその職業に就けないよう業務独占が付与され、その代わり専門職業従事者には業務を適正かつ誠実に履行し、消費者の利益を守る責務が課されています。

務の履行と職業の自立性を担保するため、多くの専門職業では団体への加入が義務化されていますが、設計・監理の職業ではこの仕組みがなく建築士事務所協会への加入率も変低い状況にあります。今回の建築士法の改正によって、建築士事務所協会は設計・監理業務の適正化と消費者保護の促進を目的とする団体として法定化されます。この法定団体化は将来の加入義務化実現への第一歩であるとともに、この度の審査の厳格化や規制強化により大きく後退した設計・監理業の自立性を回復するためにも不可欠な第1歩となるとの認識のもとに、法定団体としての使命を確実に果たしていく必要があると考えています。

法定団体の主要業務となる苦情の解決は、設計・監理業務を独占的に行う建築士事務所の団体が業務の適正化と消費者の保護のために当然果

会員同士の切磋琢磨による専門的技能の向上や職業倫理意識の高揚のための機会を提供すると同時に、会員に対する自立的指導監督機能を果たす団体の存在は専門職業において特に重要と考えられます。このお



国土交通大臣賞 川本製作所東京ビル（東京会）

建築士事務所協会による自律的監督機能が強化され、自浄作用が有効に働く、自立した設計・監理業界が確立されてこそ、消費者の建築士事務所に対する信頼が回復され、私達の目指す社会的地位の向上が実現されると考えます。

新たに法定団体として出発する建築士事務所協会への一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

たすべき役割と考えられます。団体の行う苦情解決に必要な事情聴取等への応答義務が課される会員事務所と義務のない非会員事務所が法的に初めて区別されることによつて、建築士事務所の消費者保護に対する意識が今まで以上に強化され、消費者が安心して設計・監理を発注できる環境が整備されるとともに、消費者の設計・監理業務に対する理解を深め、発注者責任の自覚を促すなどの啓発活動を通じて建築士事務所と消費者とのより健全な関係が構築されることも大いに期待されます。また、法定団体化に加え建築士事務所協会が事務所登録の実施機関となることにより、すべての登録建築士事務所との接点が確保されるとともに加入促進活動の基盤が整備されることがなります。



日事連会長賞
大成札幌ビル
(北海道企)



参加者20名 横浜・大桟橋デッキで



■功労者表彰受賞者 〔年次功労者〕 株集建築設計事務所 佐藤 老吉（宮城）



小規模建築部門奨励賞
"のびやかに呼吸する家"
～自然素材をつかって～
(宮城県)

「新建築士法元年」によせて

宮城県土木部建築宅地課長 小野 明

はじめに、(社)宮城県建築士事務所協会様におかれましては、日頃から、高い確率で再来が予測されている宮城県沖地震等に備えた耐震対策等をはじめ、建築確認・検査業務等の県建築行政に、ご理解とご協力を賜っておりますことに対しまして、この紙面を借りまして、心から賜つておりますことに対しまして、この紙面を借りまして、心から御礼を申し上げます。

さて、平成17年11月に明らかになつた構造計算書偽装事件は、建築業界にとつても行政にとつても忘れることのできない事件であり、これを契機に、失われた建築物の安全性や建築士制度に対する国民の信頼を取り戻すため、建築士法、建築基準法等の関係法令の改正や新たな法の整備が行われました。

建築士法では、平成18年6月に「建築士等の業務の適正化」や「罰則の強化」が、同年12月には「建築士の資質・能力の向上」や「高度な専門能力を有する建築士による構造・設備設計の適正化」、「設計・工事監理業務の適正化」などが改正されました。

特に、新たな資格である構造設計一級建築士・設備設計一級建築士の制度は、一級建築士として5年以上

の構造設計又は設備設計の実務経験を有し大臣が行う考查に合格した者を登録するもので、本年11月28日から登録が始まつており、平成21年5月27日からは一定の規模以上の建築物等の設計に当たつては、これらの建築士の関与が義務付けられます。

さらに、設計・工事監理契約を締結する際の建築士免許証の提示や重要事項説明の義務付け、また、建築士事務所を開設する場合の管理建築士の資格要件の強化も、本年11月28日から施行されております。

このように建築士事務所をはじめ建築生産に関わる者を取り巻く環境は大きく変化しており、また、貴協会は今後、法定団体として位置付けされますことから、建築士事務所の方々には、これまで以上に業務の適正化や自律的な監督体制の確立、建築主の保護などに尽力いただきますようお願いいたします。県いたしましても、昨年の改正建築基準法の施行に伴う建築界の混乱が再び起きないよう、改正建築士法の周知に努め、共に、失われた信頼の回復と円滑な建築生産活動のための環境整備を図つて参りたいと考えております。

(有)田畠会計事務所

代表取締役 田畠 英伍

仙台市青葉区本町2-17-17
☎ 022-223-5441 FAX 022-224-5665

渡宏鉄工開発(有) 一級建築士事務所

代表取締役 渡辺 宏一

名取市飯野坂字土城堀139-1
☎ 022-384-3006 FAX 022-384-4327

URL : www7b.biglobe.ne.jp/~watakou/
E-mail : watakou@kyj.biglobe.ne.jp

(株)村田工務所 一級建築士事務所

代表取締役 村田 秀彦

大崎市古川江合錦町2-6-1
☎ 0229-24-1500 FAX 0229-24-1504

URL : <http://www.murata-koumusyo.com>
E-mail : murata.co@murata-koumusyo.com

古希・還暦



古希・還暦

9月29日に、これまでの協会運営において御活躍いただいている理事役員、賛助会役員の古希・還暦のお祝いを行いました。

金寿	名誉会員	早坂 淳	(株)構建築設計事務所)
喜寿	名誉顧問	鈴木 弘人	(株)鈴木弘人設計事務所)
古希	名誉会長	平田日良支	(株)アーバン設計)
	諮問委員	伊藤 義輝	(丸由建築設計事務所)
	諮問委員	泉州 邦夫	(巧成建設一級建築士事務所)
	諮問委員	長谷川 貞	(株)楠山設計)
還暦	諮問委員	大場 律夫	(ナショナルエレベーター工業(株))
	常任理事	高橋 亨次	(株)図設計)
	常任理事	前田 俊一	(株)阿部和工務店一級建築士事務所)
	理事	阿部 茂	(株)阿部塗装工業)
	執行理事	菊地 啓司	(株)群建築設計事務所)

(株)オギノ

代表取締役 萩野 誠市

福島県福島市谷野字岩田35-1
024-546-6700 FAX 024-546-6500

URL : <http://www.ogino1950.com>

(株)エービーシー商会 仙台営業所

所長 小澤 英人

仙台市宮城野区小田原1-4-10
022-791-8356 FAX 022-291-1180

URL : <http://www.abc-t.co.jp>
E-mail : info-10@abc-t.co.jp

(株)阿部塗装工業

代表取締役 阿部 茂

仙台市太白区鈎取2-29-27
022-244-3343 FAX 022-244-3344

E-mail : abepaint@titan.ocn.ne.jp

支部活動

支
部
活
動

支部運営室 全体会議報告書

支部統括室長 京谷 国雄

- 〔支部協議事項〕
- 1、支部長会議開催について
- * 1年度に2回会議を開き意見の交換をする
- 1回目…全体会議（支部長）
- 2回目…11月～2月に開催予定（支
部長及び支部役員）
- 2、支部規約の統一
- * 各支部にて調整する
- …基本規約については統一する
が、細部については各支部の
事情に合わせて調整する。
- * 11月～2月予定の支部長会議ま
で検討する。
- 3、支部合同事業
- * 地震災害に強い街づくり の啓
蒙活動に関する件
- テーク「出さない君」
- * 「死傷者を出さない」「崩壊建
物を出さない」「火災を出さない」
- ※ 「地域防災まちづくり」in宮城県
沖地震フォーラムを開催する
- …今年度の開催支部の決定
- …各支部の幹部の方々への啓蒙
運動を行い地域に対しても段階的に推進する
- * 地震災害時の各支部の対応に関
する件

…応急危険度判定士の連絡網構築について

・各支部にて整備する

* 今年度の主催の決定

テーマ 未定

4、各支部会員増強

5、各支部にてスクランブルにバッ
クアップ

6、要望事項

1) 実務者養成セミナー

ハイクオリティ設計事務所認定に
ついては宮事協のホームページ活
用受講「可」とするようになり要望す
る

上記の実行の具体的な内容として

1、セミナー開催につ
いて

2、セミナーの自主研
修について

3、協会主催の各種研
修セミナーのカウ
ントについて

4、支部交付金については増額を
検討をお願いしたい

さて、県内7支部の中で最大の会員数を有する仙台支部は、これまでの支部活動に加え、新たに仙台市内とその周辺地域を混じた、各区単位での「耐震隊」設立を行なう活動を開始いたしました。これは、耐震診断は進んでいますが、それを基にした耐震補強工事はその進歩状況が芳しくないことを憂慮する仙台市からの要望であり、また、私達自身も事の重要性を考え、早急に対応することになりました。既に他の支部の方が積極的に動いている状況であり、その内容を教えてもらいながらのスタートとなりそうです。

また、各支部との関係に関しては、教育情報・技術委員会の主催で行われる教育情報セミナーと実務者養成セミナーに、時間や遠距離等のために出席できにくい他支部の会員用にセミナー内容のDVD作成と貸し出しを要請し、同じ情報の共有と、交流を通じての会員各社、各人のスキルアップを更に推し進めていくようと考えております。

仙台支部

仙台支部長 渡邊 俊弥

姉歯元建築士の耐震偽装事件の余震は建築基準法、建築士法の大改正等、大きなうねりとなつて建築業界を搖るがし続けています。さらに追い討ちをかけるように、アメリカのサブプライ

大全電機(株)

代表取締役 吉成 幸平

仙台市若林区卸町東5-7-18

022-288-0701 FAX 022-288-0705

E-mail : daizen@daizen-co.com

(株)ダイキアクシス 東北支店

支店長 野村 宗克

仙台市宮城野区宮城野1-12-15

松栄宮城野ビル5F

022-256-6577 FAX 022-256-6588

URL : <http://daiiki-axis.com>
E-mail : hpadmin@daiiki-axis.com

(株)染野製作所 仙台営業所

所長 大西 清和

仙台市若林区河原町1-3-22

大和サンハイツ108

022-227-1028 FAX 022-227-1084

URL : <http://www.someno.co.jp/resume.html>
E-mail : ogura@someno.co.jp



鏡開き「よいしょー」

平成20年賀詞交歓会が1月18日、パレスへいあんにて開催され、正会員、賛助会並びに行政、他団体、顧問議員の来賓の方々総勢300名程のご出席をいただきました。記念講演会においては、「すまい・まちづくりと地域活性化」と題し、国土交通省住宅局市街地建築課室長の伊藤明子氏より大変貴重なお話をいただきました。

今年は『法令遵守で難局を切り開こう』というスローガンを掲げ、建築士法の改正後の厳格化を厳守してこの難局を切り開いていくことを参加者一丸となり、盛会に終えることができました。

新年賀詞交歓会



大盛況の賀詞交歓会

ボウリング大会

6月13日、勝山ボウリングクラブにて開催され、総勢108名にご参加いただき、大変盛況な大会となりました。協賛品の御協力を頂きました会員皆様には、深く感謝申し上げます。

総合優勝 白鳥 行則氏（株白鳥建築構造事務所）

第3位 高橋 敏治氏（大建工業株）

準優勝 林 淳一郎氏
女性部門優勝 白鳥 千明氏
部門賞 ハイスコア賞 行則氏
(株)サミー工業



総合優勝は白鳥行則氏



仕事を忘れてストライク

(株)マルゼン所 東北営業所

所長 相原 仁

仙台市宮城野区原町2-3-43

☎ 022-299-0511 FAX 022-299-0522

URL : <http://www.maruzen-kitchen.co.jp>
E-mail : hitoshi_aihara@maruzen-kitchen.co.jp

前田製品販売(株)

仙台支店長 高田 弘之

仙台市青葉区錦町1-12-15

☎ 022-263-2626 FAX 022-263-2630

URL : <http://www.maeta.co.jp>

(株)堀越

代表取締役 堀越 良雄

仙台市宮城野区中野字神妻5

☎ 022-258-6768 FAX 022-258-8595

URL : <http://www.horikoshi.info/>
E-mail : yoshikatu@horikoshi.info

青年部会・女性部会

青年部会・女性部会

青年部会を振り返り

青年部会長 热海 文起

今年の青年部会は、今までやつてきただ形とは少々違ったので、手探り状態でここまで来たような気がします。

例年ですと、アイデアコンペ・建設フェア（二年に一度）・卒展・リレーレクチャ等の企画、立案案、運営とバタバタ行つて一年が終わる感じでしたが、今年は予算や運営など親会の皆様と共に行う形でしたので、青年部会は、親会の皆様に少々頼つてしまつた感じは否めません。今後はもつと、しつかり取り組みたいと思います。

夏に行われました2年に一度の建設フェアでは高橋亨次理事の下、賛助会の皆様と共に準備・ブーススタッフ・撤収を行いました。又、これまで行っていた夏の「アイデアコンペ」と3月の卒展と一緒にし、吉田実行委員長の下、全国キャン

ペーンの一環とした「みやぎ建築未来賞」と進化したイベントは、より良くなつていくものと思つておりますし、良くなる様にしていかなければいけないでしょう。

そのためにも我々青年部会は、もっと力を出せるように工夫したいと思います。又、今後はどんな形であれ、建築士事務所協会全体会員が良くなるように青年部会のメンバーと前向きに活動していきます。

■浴衣着付け教室 サロン・ドセミナー（第9回）

開催日 平成20年7月15日

吉田イサム先生の講話では、和室での作法や立ち振る舞い、そして室

の配置の意味などについて解りやすく教えていただきました。栗原会長を行つ前に、役員の着付け教室を行いました。それは昨年の教室の反省から（1回）2回位教わつても、普段着ることがないため、すぐに忘れてしまつたので）今後も継続していくことを前提に、少しでも興味を持つもらおうと考えました。始める前に思つていたよりも、とても上手にできました。

上記のpart Iの成果を試すチャンスがやつてきました。

■20年度宮城県建築士事務所協会総会の受付業務のお手伝い

開催日 平成20年1月18日

上記のpart Iの成果を試すチャンスがやつてきました。

・5名参加しましたが、着物の着付けに関しては事前のチェックが必要だつたと思いました。人数が増えた時の対処方法を今後は考えた。

六幽庵では女性部会の会員だけでも浴衣の着付けをしました。去年よりも少ない人数でしたが、それなりに和気藹々と楽しみながらできました。皆、やればできるんですね。

・受付業務お手伝いの人数としては少々足りなかつたようです。10人位の人数で、事前打合せができれ

—女性部会 事業報告2008—

女性部会長 川口 裕子

■浴衣着付け教室 Part II

開催日 平成20年7月15日



和室での立ち振る舞い
「ハイもう一回」



六幽庵での茶会

改正建築士法

改正建築士法（平成20年11月28日施行）

「重要事項説明が義務化」

姉歯事件によって失われた「建築物の安全性と建築士制度に対する国民の信頼」を回復するため、専門家が構造計算書をチェックする制度の導入など建築確認手続厳格化等の改正建築基準法が昨年6月20日から施行されています。 続いて平成20年11月28日から建築士の資質・能力の向上などを目的とする改正建築士法が施行されました。

1. 重要事項説明の要点

建築主に対して重要事項説明が義務付けによって建築主などの、消費者に対して設計業務内容や取引条件を理解し確認する機会を確保するねらいがあり、重要事項として以下の内容が必要とされ、設計契約締結前に書面での説明を求めています。

1. 対象となる建築物の概要
2. 作成する設計図書の種類（平面図・立面図・断面図・その他）
3. 業務委託先の生むと相手先
4. 工事監理を受託する場合の工事と設計図書の照合及び報告の方法
5. 設計や工事監理に従事する建築士（氏名及び資格）
6. 業務の委託先の有無と相手先報酬額及び支払時期
7. 契約解除に関する事項

9. 説明する建築士の氏名と資格（基本的には建築士事務所の管理建築士が説明します）

※ 建築士は携帯型の免許証の提示が義務付けられまた名簿の閲覧も開始されます。

2. マンション等の設計の再委託が制限されます

(1) マンションなどの一定の建築物（3階以上かつ延べ1000m²以上の共同住宅）は、委託者が許諾したとしても、設計の一括再委託（一括丸投げ）は全面的に禁止されました。

マンションという建物では、発注者と購入者異なる状況を考慮しての措置です。

(2) 建築士の資質能力の向上が図られます
① 建築士事務所の管理建築士の要件が強化され資格制度に
② 建築士事務所に所属する建築士は3年に1回の定期講習が義務付け

(3) 試験の見直し、学歴要件・実務経験要件の見直し

平成21年5月27日施行の改正法

・構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の関与の義務付け開始

この新たな資格は、一級建築士として5年以上構造設計や設備設計に従事した後、講習を修了した者に対して新たに与えられる資格。来年5／27以降に設計される高度な専門能力を必要とする一定の建築物には、この資格者の関与が求められます。

今回の建築士法改正で導入される講習の概要

[定期講習]

	講習日数	修了考査の時間数	修了考査の内容
一級建築士定期講習	1日（6時間）	1時間	40問、○×方式
二級建築士定期講習	1日（5時間）	1時間	35問、○×方式
木造建築士定期講習	1日（5時間）	1時間	30問、○×方式
構造設計一級建築士定期講習	1日（6時間）	未定	未定
設備設計一級建築士定期講習	1日（6時間）	未定	未定

[その他の講習]

	講習日数	修了考査の時間数	修了考査の内容
構造設計一級建築士講習	3日（18時間）	6時間	記述式等
設備設計一級建築士講習	4日（24時間）	6時間	記述式等
管理建築士講習	1日（6時間）	1時間	30問、○×方式

1月5日法定団体のスタート

(社)宮城県建築士事務所協会をはじめ47都道府県の事務所協会と日事連((社)日本建築士事務所協会連合会)は建築士法第27条の2に規定された団体になります。同法では既に建築士の資格者団体の建築士会が、法定化の団体であることは周知ことですが、設計・監理を業とする建築士事務所の団体として(社)宮城県建築士事務所協会をはじめとする事務所協会と日事連が建築士法に規定する団体として平成21年1月5日からスタートします。

このことによって専門能力を有する構造1級建築士と設備1級建築士の制度の21年5月施行を除いて、姉歯事件によって失われた「建築物の安全性と建築士制度に対する国民の信頼」を回復するための制度構築は最終章を迎えます。

建築士法のもとめる「団体による自立的な監督体制の確立」の具体は、

- 1・設計業務契約の適正化そのた建築主の利益の保護を図るために建築士事務所に対する指導、勧告
- 2・建築士事務所に対する建築主その他の関係者からの苦情の解決。
- 3・建築士事務所の業務の運営に関して、開設者及び所属する建築士に対する研修の実施。
- 4・そのた必要する業務
- 5・会員名簿の閲覧
- 6・建築士事務所の業務の適正化を図るために開設者に対する研修及び建築士事務所に所属する建築士に対して設計業務に関する研修の実施の五つの業務になります。

建築士事務所の研修

(社)宮城県建築士事務所協会が法定団体に規定されることによって建築士

事務所の業務の適正化を図るために、全ての建築士事務所の開設者と建築士事務所に所属する全ての建築士に対する研修の義務を定めていますが、これら研修については、会員事務所特化した資質向上に寄与するため月例研修の充実を考えています。

今まで会員対象に継続的に実施してきた「教育・情報セミナー」と「実務者養成セミナー」の拡充を図って行くことになります。

既に本会の教育情報委員会では、建築士事務所の業務の適正化と業務の運営について、会員対象の研修カリキュラムの充実を図る準備を進めています。

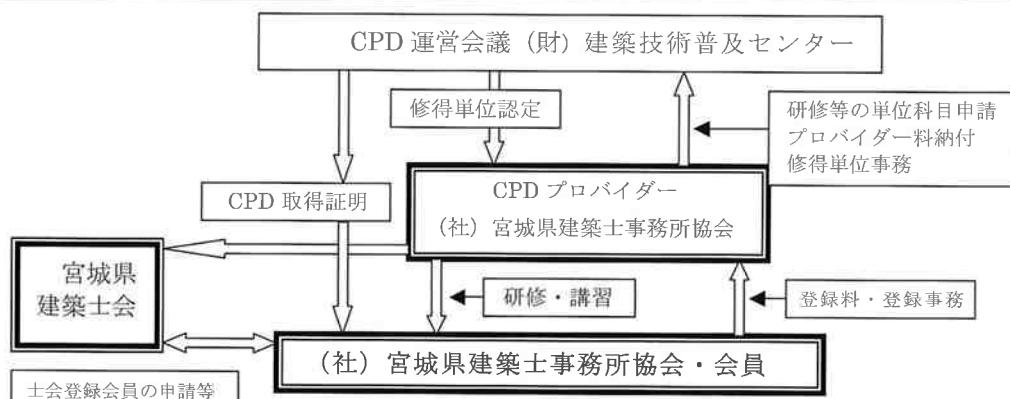
CPD登録研修

特にこれら研修を「継続的能力・職能開発」「継続職能研修」の評価「CPD」(Continuing Professional Development)対象として、財団法人建築技術情報センターが管理する仕組みへ、本会がプロバイダーとなって会員事務所の資質能力向上に寄与したい考えでスタートします。

(本会の会員で建築士会登録会員は併用登録が可能)

※「建築CPD運営会議」(財)建築技術普及センター

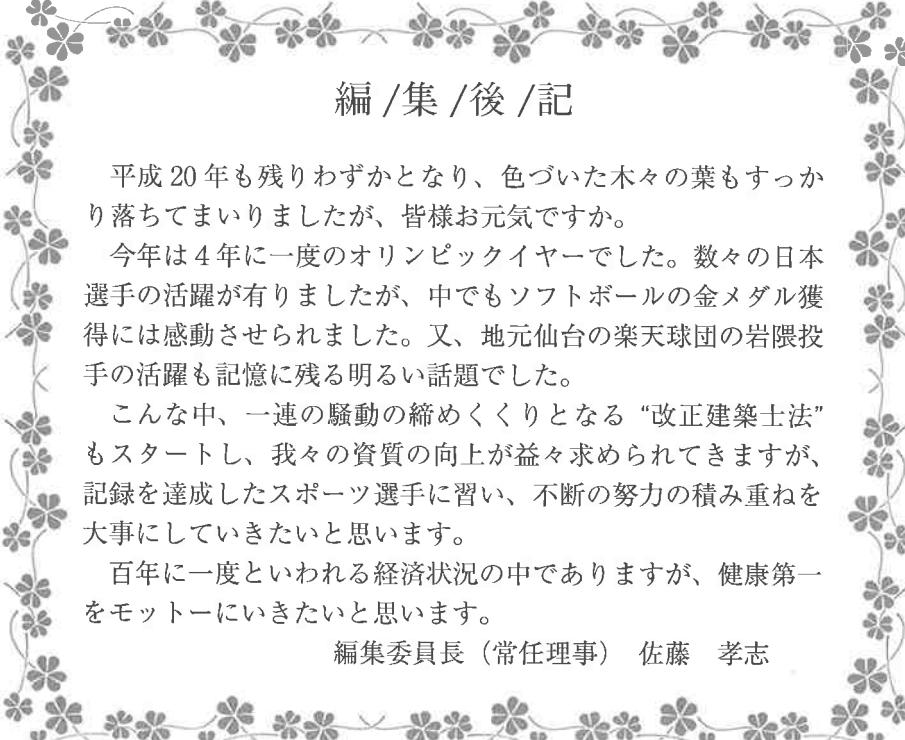
登録料 初年度 3000円
次年度 2000円



「建築士事務所に対する建築主その他の関係者からの苦情の解決」は建築主が安心をえるブランド。

次に苦情の解決です。本会の会員は建築主の苦情に対しては真摯に対応しなければならない法律の規定になっています。

これは会員事務所と協会は、建築主に対して真摯に取り組むことを社会に約束した条文であり、会員事務所への業務委託は安心して委託できることの証でもあり、一層の安心ブランドにしたいと考えます。この体制を構築するため、既に「建築士事務所に対する苦情の解決業務実施規程」や「倫理規程」「懲戒規程」等は理事会で審議されて、1月5日からの対応は整っています。



編 / 集 / 後 / 記

平成 20 年も残りわずかとなり、色づいた木々の葉もすっかり落ちてまいりましたが、皆様お元気ですか。

今年は 4 年に一度のオリンピックイヤーでした。数々の日本選手の活躍が有りましたが、中でもソフトボールの金メダル獲得には感動させられました。又、地元仙台の楽天球団の岩隈投手の活躍も記憶に残る明るい話題でした。

こんな中、一連の騒動の締めくくりとなる“改正建築士法”もスタートし、我々の資質の向上が益々求められてきますが、記録を達成したスポーツ選手に習い、不断の努力の積み重ねを大事にしていきたいと思います。

百年に一度といわれる経済状況の中ではありますが、健康第一をモットーにいきたいと思います。

編集委員長（常任理事） 佐藤 孝志

社団法人 宮城県建築士事務所協会

会報誌

「創る」28号 年末特集

発行日：平成20年12月

発 行：社団法人 宮城県建築士事務所協会

〒980-0802 仙台市青葉区二日町6-6

シャンボール青葉2F

TEL.022-223-7330 FAX.022-223-7319

E-mail:jimukyoku@miyajikyo.com

URL:<http://www.miyajikyo.com>